

要望事項 (優先順位 3)

岩倉村松町の生活道路の安全確保及び保全について

要 旨

村松町からレストタウン町内会に抜ける生活道路の一部が私道になっています。その私道の南側に約4～5メートル下に民家があります。

道路の南側のガードレールの基礎部分は、石垣の天端より下に埋め込まれておらず、盛土の下にガードレールの基礎が乗っているため、隙間ができ、そこから雨水が入り込み基礎の下の土が流れています。南側に落下するのは時間の問題です。昨年には、私道所有者による撤去作業がされたましたが、その後は、工事がされていません。そのため、人、自転車の通り抜けはできますが、車の通行ができません。ご存知のとおり、この間には急斜地指定地が2か所あります。避難通路の確保のためにも早期対策をお願いします。

回 答**(左京区役所)**

御承知のとおり、当該道路は、私道（建築基準法上の位置指定道路）であり、道路管理者は民間の所有者です。

この道路の路肩に設置されたガードレールが、基礎の劣化により、崖下の住宅地に落下する恐れがある、危険な状態となっていました。このため、本市の関係部局が地域からの相談を受けましたが、民有地であるため抜本的な対応策がない中で、都市計画局開発指導課が「宅地の保全」という観点から、道路所有者に対する強制力のない任意の指導を行い、道路所有者による一定の対応が行われた後、通行止めとなりました。

当該道路は私道であり、東京高等裁判所の判例（昭和49年11月26日）でも、「五号道路（位置指定道路）はあくまでも私道であるから、その維持・管理は敷地所有者等関係私権利者に委ねられているのであって、基準法、道路交通法などに特別の定めがあるほかは、その維持・管理について国または地方公共団体その他行政庁による干渉を受けることはない」（抜粋）とされており、本市には私道の管理や通行に関する権限がありません。

しかしながら、引き続き現場を注視し、地域からの御相談がありました際には、関係機関と連携し、問題の解決に向けて支援してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

※ 位置指定道路とは

建築基準法第42条第1項第5号の規定により、土地を建築物の敷地として利用するため、「土地所有者が築造し、特定行政庁からその位置の指定を受けた道路」のこと。つまり、住宅等を建設するために、土地所有者が築造した私道で、京都市長が指定したものの。